



表紙 鮭 高橋由一筆
解説は29ページ参照
題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

鳥と文化、その復権について……………中西悟堂…… 4

文化財保存修復国際研究集会……………関野 克…… 6

——木の保存——

東京国立近代美術館工芸館の開館……………杉原信彦…… 8

国立民族学博物館の役割と意義……………佐々木高明……11

計量法と文化財……………伊藤延男……14

文化庁ニュース

昭和52年度(第32回)芸術祭

芸術祭大賞・同優秀賞決まる……………16

日本芸術院新会員の紹介……………18

芸術文化指導者の派遣について……………18

ドイツ・ロマン主義絵画の巨匠

「フリードリッヒとその周辺」展……………19

史跡の指定等

——文化財保護審議会の答申——……………20

記録作成等の措置を講ずべき

無形の民俗文化財の選択について……………22

公開講座「日本語と日本語教育」……………23

民俗歳時記シリーズ 2月

初午の行事について……………吉田清美……24

文化財保護法教室(15)

埋蔵文化財(Ⅲ)……………26

美術館・博物館・文化施設めぐり⑨

東洋の古美術品の出光美術館……………30

国立劇場ニュース……………31

計量法と文化財



伊藤 延男

(文化庁文化財保護部文化財鑑査官)



回るといふ実態があったからである。また、これを取りあげて問題提起した人には永六輔氏がいた。永氏は名にし負うタレントであるから、その主張と行動も人の意表を衝くものがあつた。尺のものを売って見せたり、あるいは売るのはなく、たまたま落としたりを希望者が拾うといったユーモラスかつ皮肉たっぷりな演出も行われたという。このやり方は効果絶大であつて、大向うの喝采を博したことはないまでもなかつた。政界方面においても、何らかの措置をとるべきであるとの声が高くなつていった。このような情勢のなかで、前記審議会が開催されることになつたのである。

ものさしと仕事

審議会における参考人の意見や委員の間に交された討議を通じて、わたくしは、ものさしが単なる長さ測定するだけのものではなく、仕事を道具の一種であることを、改めて感じた。参考人の意見は職種の違いにもかかわらず、ほとんど一致していた。今それを整理してみよう。

(一) 尺単位の復活を全面的に望むのではないが、自分たちの職種、ことにプロの世界では、尺単位のものさしを使わないと、仕事ができない、あるいは能率が落ちて仕事にならないこと。

(二) その理由は、長年使用して馴れている便宜

今回通産省がこのような措置をとつたのは、在来工法による木造家屋建築や和裁にたずさわつている人たちの間に、尺目盛のものさしを使わないと仕事ができない、あるいは仕事にならない、という不満があり、ヤミのものさしが出

問題の発端

財関係者にとって大きな福音となるものである。

長らくくすぶりつづけてきた尺目盛のものさしの使用問題が、去る十月末に出された通産省業務機械情報産業局長名の通達によって、ようやく解決をみた。この問題は、過去半年以上にわたつて、通産省の諮問機関である計量行政審議会において、特に計量単位臨時専門部会を設けて審議してきたところであつて、文化庁側を代表する臨時委員となつた坪井前文化財鑑査官が奈良国立文化財研究所長に転出されたあとを受けて、この審議に加わつてきたわたくしとしても、これで一段落したと、ホツとして居るところである。

通達の内容はすでに新聞紙上にも報ぜられたので承知されていると思うが、この通達は「尺相当目盛付長さ計の取扱ひについて」と題するものであつて、要するに「さしがね」、こ

さももあるが、他に、次のような事情がある。

(ア) 寸法とり体系が尺単位で単純な数字になるよつになつてゐること(大工技術における規矩術や和裁における布の裁ち方など)。

(イ) 関連する材料、製品が実質上尺単位の規格となつていて、一方だけをメートル単位の規格となつてゐないこと(例えば建築材料であるベニヤ板や波板は実質上尺単位)。

(ウ) 尺単位による在来の品との間に誤差が生じやすいこと(例えば羽織を作つた場合、着物と袖口が合わなくなる)。

(三) したがつて尺単位のものさしは計量器というよりは、限られた範囲にだけ用いられる道具である(この点「裏目(1/2倍の尺)」を持つさしがねは代表的である)したがつてこれらを許したとしても、メートル法という大勢に影響を与えるものではない。

(四) 何らかの使法によつて、尺単位のものさしを使用できるようにしてほしい。

だいたい以上のような意見であり、委員もこれに同調する意見を持つ人が多かつた。特にある参考人が引いた次のたとへ話は、下世話ながら、大方の委員の心をゆり動かすに十分な効果を持つていた。

昔、江戸へ行かねばならぬ人が、通行手形なしで、ある関所を越えようとした。関所の役人も事情を聞いてもつともだと思つたが、

手形のない者を通すわけにはゆかない。そこで通行を許可するわけにはゆかないという。止むなく旅人が今来た道を引返そうとしたとき、役人は言った。「これ旅の者、お前は道を間違へてゐる。お前の行く道はこちらだ」と。役人の指は江戸の方角を指していた。

尺単位と文化財

実はこの問題が起きた時、各方面から、文化財保護には尺が必要でしょうという問合せが多かつた。しかしわれわれは必ずしもそれには同調しなかつた。何故ならば、日本の歴史は尺度が輸入されてからでも千数百年をかぞえ、その間使用した尺には時代による差があり、必ずしも現行尺単位が昔の寸法を知る唯一の手段ではないからである。文化財を保護するためには、どうしても各個別に当時の尺を推定し、これを現在使用している何らかの目盛に換算せねばならず、その時メートル法としてもさしたる不便はないはずであるからである。また文化財のなかには、煉瓦造建造物などフィート系寸法が用いられているものなどもあることを考慮に入れる必要があるからである。建造物や彫刻が原則的にメートル系単位で修理可能であるのは、このためである。

しかし同じ文化財関係でも、装演師(いわゆる表具師)や箱師ではやや事情が異なつていた。

これらの職種では、古いものとの寸法を合せながら、新しい物品を製作してゆかねばならない点、さきに述べた和裁と共通した問題を抱へてゐる。したがつてここでは尺系単位のものさしが、なお必要とされてゐる。これにつけてこんで、ヤミの竹製のものさしも販売されてゐたようである。

以上のような実態が明らかになつたので、このことを審議会で率直に申し上げた。その結果、尺相当の目盛を付した竹製のものさしが特に文化財修復用として認められることとなつたわけである。

われわれの身の回りには、あまりに日常茶飯事であるだけに、それについての法律が存在することすら忘れてゐる事柄があるものであるが、計量法の問題も、まさにその一つであつたといつてよい。わたくしは、審議会における審議を通じて、文化財を計量するということは、どんな意味があるかを改めて考えてみた。するとそこには二つの方面があることが分かつた。一つは文化財の本質を探る手段としての計量であり、他は文化財に関連する仕事のための計量及びその道具としてのものさしの問題である。前者については私の意見はさきに述べたことと変わりないが、後者に関連しては、性急な統一はむずかしいということを感じたのであつた。

国立劇場ニユース

歌舞伎公演

浮世柄比翼稲妻 四幕七場

鈴ヶ森・山三浪宅・鞘当——
三月五日〜二十七日

●かいせつ
文政六年(一八二三)三月、江戸市村座初演、作者六十九歳、南北作品中最も興行回数が多い。山東京伝の読本や巷説、いくつかの先行狂言の趣向などを取り入れ、まるで絵草紙を繰るような絢爛華麗な場面が展開する。筋立は複雑だが、不破伴左衛門・名古屋山三・お国・白井権八に幡随院長兵衛など、歌舞伎ではおなじみの登場人物で初演以来好評を得ている。ストーリーの面白さよりも、時代・世話が入り込んだ、鈴ヶ森、浪宅、鞘当など見せ場の豊富な、いかにも歌舞伎味の濃い名作である。

歌舞伎での不破と名古屋はいずれ劣らぬ伊達を競い、吉原の夜桜で歌舞伎十八番「不破」の趣向である鞘当を演ずる俠客だが、伝えられるところによると、名古屋は天正の頃蒲生氏郷の寵をうけた美童で氏郷の死後出雲の阿国を通じ、共に歌舞伎史の第一頁に足跡を残している。不破は関白秀次に愛された小姓で名古屋と並び称された美少年である。この鞘当の趣向が初めて見えたのは、元禄十年(一六九七)正月江戸中村座の「参合名護屋」とされて

いる。その後山東京伝の「稲妻草紙」の流行により本作が生まれ、今日の形となつている。葛城は名古屋が京で馴染んだ遊女であるといわれる。

白井権八は実名を平井権八といひ、鳥取の城主松平の家臣平井正右衛門の一人。父正右衛門が家中の本庄助太夫に侮辱をうけたことから性来粗暴で武芸にも長じていた権八は即夜本庄邸に押入り、助太夫を殺害して国許を立退き、路銀がつきると強盗を働きながら江戸へ向かった。その後吉原三浦屋小紫と深い馴染みとなつたが、ついには品川で獄門に処せられたという。鈴ヶ



「浮世柄比翼稲妻」尾上梅幸
傾城葛城

森の一件は全くの虚構だが、現在では最もポピュラーな場面となつている。

幡随院長兵衛が初めて歌舞伎に登場したのは寛保四年(一七四四)春の江戸中村座「磯末広源氏」だが、権八と長兵衛が同時に舞台上に登場するのは、安永八年(一七七九)正月、江戸森田座の「江戸名所縁曾我」で、その七月には「驢山比翼塚」で鈴ヶ森の趣向が見えている。この鈴ヶ森の系統以外にも「極附幡随長兵衛」

●あらずし
不破伴左衛門は、本庄助太夫らと語

らい主家佐々木家横領を企て、東海道路境木で山三の父を殺害する。忠臣名古屋山三は腰元岩橋との不義を口実にお暇となり、白井権八は叔父の助太夫からお家横領の加担を迫られ、義によってこれを討果たして江戸表へ向かう。

鈴ヶ森で権八は褒美の金にありつこうとする雲助らとの大立廻りの後、幡随院長兵衛と出会う。

名古屋山三は尾羽打枯し、岩橋は吉原に身を沈め、葛城太夫となつて、新造禿を連れて名古屋浪宅へ訪ねてくる。下女お国は山三に惚れているのだがその父浮世又平は佐々木家横領にくみし、山三に仇なすので、毒酒を飲ませ自らも刃に倒れる。

吉原仲之町の夜桜で不破と名古屋が出会い、葛城太夫の恋の意趣から鞘当となるが、長兵衛女房のお近が留女に入つて、一応は引別れるのである。

(大劇場)

■舞踊公演

舞踊——古曲を地として——

三月十日〜十一日

(小劇場)

■民俗芸能公演

祝福芸の系譜——万歳と春駒——

三月二十四日〜二十五日

(小劇場)

* * * * *

編集後記

○巻頭に掲げた「馬と文化、その復権について」を書いて頂いた中西信堂先生は昨年十一月文化功勞者になられている。従来、芸術・学術の各分野から文化功勞者は選出されていたが、鳥類保護、動物文学という分野からの受賞は初めてである。

○昭和五十二年には文部省関係で四つの大きな国立の教育文化施設が開館した。十月・大阪に国立国際美術館と埼玉県に国立婦人教育会館、十一月・東京に国立近代美術館工芸館と大阪に国立民族学博物館である。今月号では、後者二館の設立の目的や意義についてそれぞれ解説して頂いた。

○本号から各地に伝わる年中行事の代表的なものを、民俗歳時記シリーズとして解説していただくことにした。(K)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課
TEL(03)三六八二二四一(代表)

「文化庁月報」二月号

(通巻第一一三号)
昭和53年2月25日印刷・発行

編集文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
発行所 株式会社 きょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所 〒100東京都新宿区西五軒町52番地
電話 (03)二六八二二四一(代表)

振替口座 東京 九一六一番
印刷所 協行政学会印刷所

定価・一五〇円(送料二九円)
年間購読料 一、八〇〇円